

事 務 連 絡

平成26年9月30日

都道府県
各指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課

平成27年度介護報酬改定に係る介護給付費分科会の今後の予定について

平素より、介護保険行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

平成27年度介護報酬改定については、現在、社会保障審議会介護給付費分科会（以下「分科会」という。）でご議論いただいているところです。

先日行われました9月29日の分科会におきまして、別紙のとおり「介護給付費分科会における今後の検討の進め方について（案）」をお示ししたところ、分科会でご了承いただきましたので、ご連絡いたします。

今回の介護報酬改定に係る諮問・答申は、年内に運営基準（省令）案に関する事項について、年明けに介護報酬改定案について、といった形で、2回に分けて行われる予定です。運営基準につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）等により、各自治体の条例に委任されておりますので、運営基準の改正により条例改正を要する場合があります。

貴部局におかれましては、分科会の議論の動向を注視していただき、平成27年4月1日からの介護報酬が円滑に施行されますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村への周知についてもよろしくお取り計らい願います。

介護給付費分科会における今後の検討の進め方について(案)

【平成 26 年】

10 月中旬

おおむね以下の流れで、原則として週1回のペースで議論

○総論

(介護事業経営実態調査結果、27 年度報酬改定に向けてなど)

○居宅サービス①

(定期巡回・随時対応サービス等、訪問看護、訪問介護など)

○施設サービス①

(介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護)

○施設サービス②

(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

○居宅サービス②

(通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、ショートステイ、グループホーム、福祉用具など)

○その他

(処遇改善、区分支給限度基準額、ケアマネジメント、地域区分など)

※審議の過程において、さらに検討が必要な事項が生じた場合には、適宜、議論を行う。

11 月下旬

報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

12 月上中旬 諮問・答申①(運営基準(省令)案に関する事項について)

平成 27 年度政府予算案編成

【平成 27 年】

1 月中下旬

諮問・答申②(介護報酬改定案について)

4 月

介護報酬改定

(※4月施行分のほか、消費税率引上げがあれば併せて対応)